



# 埼玉県報

第 2900 号  
平成 29 年(2017 年)  
5 月 16 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 平方土地改良区の役員就退任届(さいたま農林振興センター)
- 唐子南部土地改良区の役員退任届(東松山農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道さいたま栗橋線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 道路の占用を制限する区域の指定(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ウェット炭)の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用粉末活性炭(ドライ炭)の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)

## 規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

### 埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削る。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項第一号中「第九条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二十一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十二条第一号中「第五条から第七条まで」を「第六条」に改める。

別表中「（第十八条関係）」を「（第十九条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十九年埼玉県条例第六号）の施行の際現に教育委員会が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。）第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十九年埼玉県条例第六号）の施行後遅滞なく」とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモール滑川（S街区）

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字蔵之前二千六百九十六―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 未定

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計五者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月二十八日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年九月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年九月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百六十

者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百五十

八者

##### ハ 変更年月日

平成二十九年一月三十一日外

##### ニ 届出年月日

平成二十九年四月二十七日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年九月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年九月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

住宅に密接して大型店舗を設置し、また深夜時間帯にまで営業することに鑑み、その社会的責任から、環境問題に対し単に留守番程度の窓口や、夜間土日は閉まってしまいう窓口ではなく、責任をもって即応しうる連絡体制と窓口を設けて近隣住民に明示するとともに、少なくとも営業時間内は開設し、その実効性を担保してもらいたい。

### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

店舗周囲において、騒音レベルが試算において規定範囲を超過している単体地点があり、試算には含まれていない来店車両によるドアやトランクの開閉音等を加えると、実際にはさらに騒音程度と範囲の拡大が懸念される。

また、店舗南側面において、住宅に距離的に接近して大型店舗施設店頭面を配置しているが、これにより喧噪や光害等、日中から深夜に及ぶ生活環境への大きな支障が強く懸念される。

これらについて、近隣生活環境の保持のために、大型店舗施設の配置の見直しを含め、実効性ある遮蔽等、自主的な事前の予防と住民への説明を図ってもらいたい。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

関連法規の趣旨に沿って、周辺の環境の保持に遺漏がないよう徹底するとともに、現段階から近隣住民との環境の保持に関する連携を密にしてみたい。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ丘市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

一般車両出入口口を店舗東側に計画しているが、これにより東側を南北に縦貫する市道（以下「市道」）および同市道と県道川越越生線との交差点（以下、「交差点」）周辺環境に種々の支障が懸念される。

当該市道および交差点は地域密着の生活施設として機能しているものであるが、そこに大型店舗の出入口口を設けることで大幅な交通量の増加をもたらし、それによって、円滑な生活道および交差点としての機能を著しく低下もしくは阻害させるが、問題はそれのみならず、この交差点の機能低下により迂回のため市道北側通学路方向への車両流入、また交差点通過車両（市道側および県道側）による交差点渋滞回避のための近傍住宅地区への流入、さらに交差点地点にあつては交差点渋滞および発進停止による排気ガス汚染、騒音、車両による光害、配置誘導員等による交差点を通行する一般車両とのトラブルや喧噪等と、そうでなくとも店舗への納品車両による交通量増加ともあいまって道路および交差点に面した近隣の環境に大きく支障を来す。

このように、同地点に車両の出入口口を設けることは、店舗への車両の多量の出入り機能を目的としたものであるが、それと引き換えに、上述のとおり環境面においては、近隣および地域の環境保持を大きくそこなうものである。よって、同出入口口設置案を計画の中から取り消してもらいたい（開店当初の暫定使用としても、通行量や通行可能時間帯、さらには入口専用化等、環境の保持に即した何らかの使用の制限を図ってもらいたい。）。

また、誘導員等の配置にあたっては、法令を順守し、法令の範囲内とするとともに、周辺住民とも都度調整を図ってもらいたい。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第六百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

店舗が住宅に密接していることから、住民のプライバシー権のため、店舗内から周辺住宅が展望、眺望出来るような構造は望ましくない。よって、環境に配慮して店頭を壁とするか、ガラスの場合は眺望が不可能な能力を有する曇りガラス等としてもらいたい。

### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

喫煙場所は設けても店舗家屋内と認識している。

もとより、住宅と隣接し深夜時間帯まで営業する同店舗において、屋外（屋上駐車場、店頭駐車場、店頭等）にての喫煙は、周辺の生活環境にとって受動喫煙防止や環境美化等、生活環境保持のために容認しがたいものであり、屋外禁煙を徹底してもらいたい。

### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

計画にある営業時間（開店時刻午前九時（駐車場は八時三十分）、閉店時刻午前零時（駐車場午前零時三十分））については、早朝や深夜に特化した問題の説明や対処が不足の感があり、住民として周辺環境の保持について不安が払拭出来ない。よって、営業時間については住宅地であることから、開店時刻午前十時以降（駐車場午前九時三十分以降）、閉店時刻午後九時以前（駐車場午後九時三十分以前）を希望する。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター



# 告示

## 埼玉県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
平方土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	今川修一	埼玉県上尾市大字平方七百三十二番地
同	大塚金太郎	同 同 二千六百六十二番地一
同	永島廣忠	同 同 五百九十一番地一
同	濱野太平	同 同 千八百四番地二
同	大久保栄一	同 同 小敷谷八百四十五番地一、二街区十一 号棟五百八号室
同	國嶋隆幸	同 同 平方四百九十三番地
同	福田幸雄	同 同 平方領々家七百六十二番地
監事	石倉正弘	同 同 平方四百九十七番地
同	新井茂	同 同 二千六百七十四番地
同	松本浩	同 同 五百三十四番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	今川修一	埼玉県上尾市大字平方七百三十二番地
同	大塚金太郎	同 同 二千六百六十二番地
同	永島廣忠	同 同 五百九十一番地一
同	濱野太平	同 同 千八百四番地二
同	大久保栄一	同 同 二千六百六十九番地
同	今川雄一	同 同 五百三十九番地
同	大竹榮次	同 同 二千百十四番地
同	永島稔夫	同 同 九百七十番地
同	石川直次	同 同 西貝塚百三十九番地
監事	國嶋隆幸	同 同 平方四百九十三番地
同	福田幸雄	同 同 平方領々家七百六十二番地
同	濱野正子	同 同 平方千八番地

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、唐子南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	長谷部 高 治	埼玉県東松山市大字葛袋七百五十七番地

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十六号

平成二十八年埼玉県告示第千三百二十七号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町和戸横町地区土地区画整理事業施行準備会から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十七号

平成二十八年埼玉県告示第八百八十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

平成二十八年埼玉県告示第四百八十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十九号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

春日部市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

春日部市全域

### 四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月十六日まで

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市高柳字古川一四七六番一地先 から同市高柳字古川一四七八番一地 先まで		区  間
二〇・九五 二一・〇二	一七・四五 二一・〇二	敷地の幅員 (メートル)
五〇・六四		延長 (メートル)
		備  考



## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

さいたま栗橋線	路線名
久喜市高柳字古川一四七六番一地先から同市高柳字古川一四七八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十九年五月十六日	供用開始の期日
平成二十九年五月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五〇・六四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま栗橋線 久喜市高柳字古川一四七六番一地先から同市高柳字古

川一四七八番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年五月十七日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十八年八月二十二日

指令川建セ第二八〇〇一九〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年五月十日

川建セ第二九〇〇〇六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字木ノ下千番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字北峰字大河原八番七

社会福祉法人 ありす福祉会 理事 宮倉 裕二

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,146 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成29年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 7 落札金額（税抜）  
1トン当たり 16,400円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成29年1月20日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用液体塩素 659 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成29年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
吉田化学産業株式会社  
埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目45番地14
- 7 落札金額（税抜）  
1トン当たり 75,400円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成29年1月20日



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,489 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 29 年 3 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 53,000 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 29 年 1 月 20 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 378 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成29年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額(税抜)  
1トン当たり 139,000円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成29年1月20日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 702 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成29年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額(税抜)  
1トン当たり 133,000円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成29年1月20日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用濃硫酸 1,978 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成29年3月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 7 落札金額（税抜）  
1トン当たり 17,900円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成29年1月20日